

# 後期近代における監視社会の背景・過程・帰結

—個人化・リスク・社会的排除—

野 尻 洋 平

## 1 はじめに

本論の目的は、監視社会をめぐる代表的な諸論点について、後期近代とよばれる現代の社会構造のなかに位置づけ、理論的に整理することである<sup>1)</sup>。現代の監視社会は、社会構造上のいかなる諸条件のもとで現象し、いかなる過程を経て、いかなる帰結をもたらすのだろうか。本論では、現象の生起する社会構造上の背景、過程、帰結という観点から、監視社会をめぐる既存のいくつかの議論について検討し、論点を整理していく。

監視社会の社会学的研究は現在、いかなる状況にあるのか。社会学では現代社会論として位置づけられる監視社会論は、現代思想系のテーマとして取り上げられることが多く、またその理論的な分析においても、おもに社会思想や法哲学の論者によって主導されてきた（東 2002-3; 酒井 2001; 渋谷 2003; 安藤 2007; 大屋 2007）。その一因には、監視社会論が、抽象度が高く思弁的なメディア論や情報社会論などと接合されることによって、社会学的な実証研究との接続を困難にしているといった事情があると考えられる。また、社会学的なプライバシー論を専門とする研究者も「監視社会研究はむずかしい」という（阪本 2009: 14）。

欧米における監視社会研究は、年に10冊ほどのペースで刊行されつづけている。2007年にはS.ハイアーとJ.グリーンバーグの編集による*The Surveillance Studies Reader*が刊行され（Hier and Greenberg ed. 2007）、2008年にはB.グールドの編集による、*Surveillance* という全4巻の

論文集が、RoutledgeのCritical Concepts in Criminologyシリーズの一書として刊行されている（Goold ed. 2008）。また、D.ライアンやK.ハガーティなどを編者とした*Routledge Handbook of Surveillance Studies*の刊行がRoutledgeから予定されている。そのほか、テーマや対象を限定したものでも、多くの研究が行われている。

日本社会と欧米諸国における、監視社会への関心のこうした落差自体、興味深い事実であり、そのような事実を視野におさめる理論枠組みの設定や、それを解明しうる実証的な国際比較研究が要請されているといえるだろう。しかし、現代日本の監視社会の社会学的研究にとって第一に必要なことは、さまざまな分野の理論と方法によって蓄積されてきた先行研究を、社会学理論のなかに位置づけ、その社会学的な知見を整理することである。

以上の問題意識から、監視社会を社会構造との関連において捉えるとき、三つの観点から整理することができる。第一に、監視社会化がいかなる諸条件すなわち「背景」のもとで進行しているのかという点である。第二に、監視社会化がいかなる「過程」を経て生起しているのかという点である。第三に、監視社会化が現代の社会構造のもとでいかなる「帰結」をもたらすのかという点である。先行研究を俯瞰するとき、これまで焦点が当てられてきたのは後二者の場合が比較的多いといえる。それにたいして前者、すなわち監視社会化の社会構造的な諸条件や背景を主題的に論じている議論はそれほど多くない。次章ではまず、監視

社会化の社会構造的な「背景」に焦点をあてていく。それは、後期近代における個人化という問題である。

## 2 後期近代と個人化

### 2.1 ポスト・パノプティコン

本章では、近年の社会学において頻繁に言及されるようになった後期近代化論、なかでも個人化にかんする議論を参照し、それを現在進行する監視社会化の社会構造的な背景として位置づける。

監視社会論の代表的な論者として、D.ライアンを挙げることに異論はないだろう。しかしライアンの監視社会論では、U.ベックやZ.バウマンがしばしば引用されるものの、監視とリスクとの関連やポストモダン論に焦点が当てられており、個人化との関連はほとんど明示的に論じられていない<sup>2)</sup>。

一方、近年の社会学において個人化論を積極的に展開しているのは、いうまでもなくベックである。周知のように、ベックは『危険社会』で後期近代／ポスト産業主義的近代におけるリスクと個人化をともに論じ (Beck 1986 = 1998)、のちに *Individualization* などの著作において個人化を主題的に扱っている。だが、後者の著作において「権力や、権力と主体性の関係という次元についてはこの本では触れていない」(Beck and Beck-Gernsheim 2001: xxiii) とかれ自身が述べているように、ベックの諸論考もまた、リスクや個人化と現代における監視社会化との関連は議論されていない。

以上の両者にたいして、バウマンは1980年代後半の「モダニティ三部作」以降の著作群において、後期近代における権力論、すなわち個人化と監視社会をめぐる発言を、断片的ではあるがおこなっている。したがって、以下ではバウマンの「リキッド・モダニティ」にかんする議論を検討することで、後期近代における監視社会と個人化にかんする問いを深めていくことにしたい。

バウマンは「リキッド・モダニティ」の概念を以下のように説明する。後期近代の「溶解力の影響を最初にうけたのは、帰属だけによって決定される世襲財産のような伝統的の制度、あるいは、行動の選択を制約しうる枠組み」である (Bauman 2000 = 2001: 10)。第一の近代において堅固なものであった家族や階級、近隣関係が現在ではすでに「ゾンビ・カテゴリー」となっているというベックの指摘を引用しながら、「リキッド・モダニティ」における個人化を以下のように説明する。「われわれの生きる近代は、同じ近代でも個人、私中心の近代であり、範型と形式をつくる重い任務は個人の双肩にかかり、つくるのに失敗した場合も、責任は個人だけに帰せられる。そして、いま、相互依存の範型と形式が溶解される順番をむかえている」(Bauman 2000 = 2001: 11)。さらに、液状化する近代では、権力の形態も変容せざるをえない。

現在は、たぶん、なによりもまず、ポスト・パノプティコン時代だといえる。パノプティコンで重要なのは、責任者が「その場所」に、近くの監視塔のなかにいなければならないことだった。ポスト・パノプティコンでは、人間の運命を左右するような権力レバーを握る者たちは、いつでも、だれの手もとどかないところまで、逃げていくことができるのである。パノプティコンの終焉は、管理者と被管理者、資本と労働、指導者と支持者、戦争の敵味方のあいだの、相互関与の時代の終焉を予感させる。(Bauman 2000 = 2001: 15-6)

この、パノプティコンの「あと」に現われた社会こそ、後期近代における監視社会にほかならない。パノプティコンとポスト・パノプティコンの違いを生み出しているのは、後期近代における「第二の個人化」である。

バウマンによれば、現在の批判理論が対象とす

べき社会のモデルは、かつての古典的批判理論——T.アドルノやM.ホルクハイマーに代表される——が想定した社会モデルとは決定的にことなっている。

古典的批判理論の時代、すなわち「重厚で、個体的、凝縮的、体系的な近代は、全体主義的傾向をはらむ」(Bauman 2000=2001: 34)。この時代の人びとの危機感にリアリティをあたえていたのは、個人の自由や自立、自発性や独創性が犠牲にされ、あらかじめ決められた命令と規則にしたがって行動を強制される社会の姿である。ウェーバーの描き出した官僚制や、単純作業を機械的に反復するフォードイズムの工場、つねに監視の目から逃れることのできないパノプティコン、すべてを見渡す『1984年』のビッグブラザーなどによって代表される、社会のイメージである。

このような初期近代において、批判理論の役割とは、人間の生を均質化し画一化する「鉄の檻」から「解放」し、「人間の自立、選択と自己主張の自由、そして、独自性と其の継続を擁護することにあつた」(Bauman 2000=2001: 35)。「アドルノやホルクハイマーが指摘した啓蒙主義の負の遺産、ベンサムとフーコーのパノプティコン、全体主義台頭の兆候とならび、オーウェルの反ユートピアは、何年にもわたり、『近代』の定義そのものだった」のである (Bauman 2000=2001: 37)。

だが、そのような近代とは、近代の一形態、歴史のひとコマにすぎない。われわれの時代の「近代性」、すなわち後期近代には、ふたつの特徴があるとバウマンは指摘する。第一の特徴は、初期近代の幻想が漸次、崩壊、衰退していったことである。「この幻想とは、進歩には終わりがあり、歴史に獲得可能な目標があり、あす、来年、来世紀には完璧さが達成され、公正で平和な社会が、部分的なりとも、形成されるだろうという信念だった」(Bauman 2000=2001: 38-9)。また第二の特徴は「近代化の目標と義務が、規制緩和され、民営化されたこと」である。

理性はかつて人類共通の天稟、遺産だと考えられていたわけだが、理性によって担われる仕事は、いま、分割されて(いわゆる「個人化され」)、個人の勇気とスタミナ、個人的才能と、手腕にまかされることとなった。社会全体が責任をもち、規則や規制によって進歩を達成しようという試み(あるいは、現状維持を許さず、さらなる近代化を達成しようという試み)は、完全に消えはしなかった。しかし、進歩の主な担い手(さらに重要なことに、責任の所在)は個人に移った (Bauman 2000=2001: 39)。

ここで述べられている「個人化」とは、初期近代において想定されてきた、人間を「共同体的依存、監視、強制の目の細かな網から解放」する歴史的な潜勢力のことではない。たとえば、初期近代における個人化の過程では、個人は世襲的な「身分」から脱埋め込み (disembedding) されるとともに「階級」に再埋め込み (re-embedding) された。あるいはまた、日本の初期近代において個人は「イエ」制度から解放されるとともに「近代家族」制度へと包摂された。だが、後期近代においては、初期近代において埋め込まれた階級や家族、ジェンダーなどの制度からふたたび解放／脱埋め込みされるが、そのような個人が新しく埋め込まれる場所は用意されていない。後期近代における個人化とは「再埋め込みなき脱埋め込み」の過程 (Beck and Beck-Gernsheim 2001: xxii) なのである。

## 2.2 自己統治による監視

第二の近代化／個人化によって宿命として誕生した個人(形式上の個人)と、社会的現実を生きる個人(事実上の個人)とのあいだの距離は確実にひろがっているとバウマンは指摘する (Bauman 2000=2001: 45)。初期近代においては、個人にふりかかる諸問題——病気や失業、離婚など——を受け止める緩衝地帯として、家族や地域、

企業などの中間集団が存在していた。だが、それらの近代的ゲマインシャフトからも解放／脱埋め込みされ、宿命として「個人」であることを担わされた、現代に生きる人びとは、みずからの身に降りかかるさまざまなリスクを、みずからの力で振り払わなければならない。

そもそも「社会」とは、単独の個人では解決不能な問題を解決するために考案された近代のしくみだったはずである。しかし「いまや、個人の苦悩を結集し、集約して共通の利益とし、集団行動をおこすことは非常に困難になった」(Bauman 2000=2001: 46)。

宿命としてできた個人の利益は、積み上げられないからである。個人は「加算され」て、「共通の大義」へとまとめあげられることがない。個人は集められたとしても、団結しないだろう。個人は最初から、他者と団結するための接点をもたないように形成されているといっていだらう。(Bauman 2000 = 2001: 46)

バウマンは A. トクヴィルの「人間の自由解放は、人間を無関心にする」という指摘をひきながら、こう述べる。「個人とは、『共通の大義』、『共通の幸福』、『正しい社会』、『公正な社会』といった概念に、慎重で、懐疑的で、無関心な人間である」(Bauman 2000=2001: 47)。すなわち、私的なことにしか関心を示さない個人が形成される背後で解体しているのは、公的なものへの関心、市民性なのである。私的な関心だけが公的空間を占拠し、「公」が「私」によって侵食されていく。「個人の目はみずからの行動だけに向けられ、個人的存在の矛盾が生成される公的空間に向けられることはない」のである (Bauman 2000 = 2001: 50)。

このように第二の個人化が進行する後期近代では、したがって、批判理論の役割も変化せざるをえない。初期近代における批判理論の目的とは、

非人間的な全体主義国家や官僚制などの公権力・公的領域の肥大化による、個人の自由や主体性の抑圧——システムによる生活世界の植民地化——に抵抗することだった。だが、現在の批判理論がなすべき役割とは、私的領域の肥大化による「公共領域」の占拠——生活世界による公共領域の植民地化——に抗うことなのである。

『1984年』を描いたオーウェルと『すばらしき新世界』を描いた A. ハックスリーというふたりの反ユートピア主義者のあいだには、作品に描かれた対照的な社会像とは裏腹に、ある共通性があるとバウマンは指摘する。その共通性とは「厳しい社会統制にたいする不安」である。ひと握りのエリートが管理者や設計者、監督者となり、そのほかの大多数が命令や規則、設計図にしたがう社会イメージである。だが、かれらは「社会が幸福であろうが、みじめであろうが、管理者、設計者、監督の存在しない社会を想像することはできなかった」(Bauman 2000 = 2001: 71)。後期近代においては、人びとを束ねる価値や規範、社会をみちびく設計図や権威は存在しない／存在しえないのである。いいかえれば、人びとが安心して依拠しうる「意味」の供給源が存在しない社会ということである。

行為の指針となる、あるいはアイデンティティの依拠しうる意味の供給源がもはや存在しないとすれば、行為の意味やアイデンティティは自分自身でつむぎ出すしかない。「あらたな状況では、人間全体の生活、個人の生活のほとんどは、いかなる手段を選択するかでなく、いかなる目標を選択するかに悩みに費やされる」のである (Bauman 2000 = 2001: 79)。

### 2.3 小括——「背景」の問題化

本章では、バウマンのリキッド・モダニティ論において展開されたポスト・パノプティコンにかんする議論を参照し、後期近代における監視社会と個人化のかかわりについて検討してきた。そこであきらかとなったのは、つぎのことである。

かつて、初期近代において監視社会を語るさいに問題化されてきたのは、オーウェルが『1984年』で描いたような、国家権力によって発動された監視が暴発することによる「全体主義」の可能性である。だが、家族や地域社会、企業などにおける中間集団が解体した／第二の個人化が進行した現代において生起している監視社会とは、共同体や集団の視線や圧力によってうまれているのではない。それは、かつて社会全体によって担われていたリスクが個人の身に降りかかり、それをみずからの力で振り払おうとすることによって生じる、自己統治による監視なのである。

現代における監視社会の位相は新たな段階にある。かつて「管理社会」という言葉で批判的に語られ、国家や企業、地縁や血縁集団などの「近代的ゲマインシャフト」（高橋 1997）による監視から個人を解放することがめざされた初期近代は、終焉をむかえた。このような後期近代の社会構造を背景として、個人を監視の主体へと強制する、個人が監視するという選択を強制されること、これが現代の監視社会の特徴なのである。

### 3 監視とリスクの弁証法

#### 3.1 他者性／リスクの不可視化

本章では、前章で示した、「再埋め込みなき脱埋め込み」という第二の個人化や、私的領域の肥大化による「公共領域」の占拠などによって特徴づけられる後期近代のなかで、監視社会化がいかなる過程を経て進行しているのかについて検討する。議論の焦点となるのは、監視とリスクとの、いわば弁証法的な進行の過程である。

ライアンは、監視の社会的重要性が高まっているのは、リスク・コミュニケーションの諸手段が監視を前提としているからであると指摘し、つぎのように述べる。

監視という領域において、リスクは少なくとも二つの役割を果たす。……一方で、監視

は、リスクを最小化し、可能な限り回避する手段として理解される。予め知ることは、警告を受けておくこと、障害や危険に先手を打つことなのだ。だが、他方で、監視を、リスクの原因、私生活への政府の不当な介入の可能性や、個人的消費活動の商業的管理の原因と見る人も多い。（Lyon 2001=2002: 82）

たとえば、マンションに設置される監視カメラは、外部から犯罪者が侵入するというリスクを防ぐという目的に利用される。しかし他方で、かりに、そこに設置された同一の監視カメラが、マンション内の住民の逸脱した行動を映し出していたとき、それは監視カメラが当初の想定とは別の新たなリスクを発見したことになる。前章で言及したバウマンは、後期近代における社会生活の事例として、消費を媒介としたリスク管理（体力／健康管理）を挙げる（Bauman 2000=2001: 102）。食品や健康にかんする新たなリスクは日々、つぎつぎと発見されつづける。また、行為選択の帰結が個人に帰責されるリスク社会では、あすの健康にも配慮しなくてはならない。それゆえ、つねに自分の体を監視／管理しつづけることが重要となるのである。

阿部潔は、近年日本においても全国各地に建設されているショッピングモールを題材として取り上げ、監視社会の変容とリスクとの関連について批判的な考察をおこなっている。阿部は、現代的な監視社会の特徴を「見張りから見守りへ」「禁止から自由へ」「事後から未然へ」という推移に見いだす（阿部 2006: 23-35）。「見張りから見守りへ」とは、監視を個人の自由やプライバシーを制限するものだとする捉え方から、監視によって安全や安心が保障されるといった捉え方への変化である。「禁止から自由へ」とは、「かつてのように個々人に禁止だけを課すのではなく、少なくとも表面上は『自由』を奨励することによって発動される」現代の権力作用をさす。また「事後から未然へ」とは、監視（によって収集された情報）

が、なんらかの事件や出来事が発生したのちに利用されるのではなく、そのようなリスク（たとえば犯罪）が発生することを前もって予防するために監視がおこなわれるという、監視の目的の変化である。

このような、監視の目的や人びとの監視にたいする認識、そこではたらく権力作用の変化を念頭に置きながら、現代の監視社会は「これまで違和感や抵抗感の根拠となっていた『自由』とは異なる位相において」作動していると指摘する（阿部 2006: 37）。たとえば、ショッピングモールという空間は、一見快適な消費を約束する空間であるように見えるが、じつは同時に監視のまなざしが張りめぐらされることで、行為者の自由を成立させる前提となる「空間の自由」が奪われているのである。

こうした「空間の自由」の抑圧は、見せかけの「個人の自由」の増大と並行している点である。ショッピングモールの快適な空間が典型的に示しているように、監視のまなざしによって徹底的に管理された空間において、私たちは「自由」を享受することができる。監視をする側にとって好ましくない／望ましくない事態を決して生じさせないという大前提のもとでのみ、人々は楽しく好きなように振る舞うことを許されているのだ。（阿部 2006: 42）

阿部は、こうした空間の管理が拡がりつつある状況を、社会の「テーマパーク化」<sup>3)</sup>とよび、それをつぎのように表現する。現代の社会のテーマパーク化が意味しているのは「一方で堅固に守られた『広場』のなかで人々が『個人が好きなことを、好きなように』」することを奨励しつつ、他方で『予期せぬもの』や『思いがけぬもの』を徹底して排除することによって、社会的な空間における『他者性』＝差異を消去する権力作用」なのである（阿部 2006: 52）。

いいかえれば、現代において「他者性」とは端的にリスクなのである。また、リスクとして認識される「他者性」は、自己の外部に存在する／他者における「他者性」だけではない。健康にかかわるリスク（病気になる、ケガをする）が典型的にしているように、自己において見いだされる「身体」という「他者性」もまた、リスクとして自己に認識され、監視の対象となっていくのである。

### 3.2 リスクへの過剰な視線

三上剛史は、20世紀末における「社会的なもの」の終焉を語る文脈において、監視とリスクと個人化をつぎのようにまとめている。「リスク社会は、単純な因果関係や結果予測がしにくい社会であるがゆえに、絶えざる監視を必要とする。……同時に、個人化されたリスクの前で不安を抱える諸個人は、自ら進んで監視に身を委ね、相互監視的にリスク回避に向かおうとする」（三上 2010: 73）。ここで述べられている相互監視的なリスク回避とは、かつての地域社会や血縁親族などの共同体における監視<sup>4)</sup>と同様のものではない。それは、初期近代のように社会的なリスクを中間集団によって分有すること／共在によるケアに付随する監視ではなく、個人化したリスクを自身の選択によって回避するという、後期近代における自己統制的な営みなのである。

このような個人化したリスクと現代における監視の関連を、社会システム論的に記述しようとしたのが、鈴木謙介による議論（鈴木 2005a, 2005b）である。鈴木は「監視批判はなぜ困難か」という問い<sup>5)</sup>を立てたうえで、つぎのような議論を展開する。

鈴木によれば、防犯カメラやバイオメトリクスなどのテクノロジーをもちいた監視や管理、すなわち予防的措置の極大化によって特徴づけられる近年のセキュリティ化にたいしては、「プライバシーの侵害」といった論拠では抵抗できない。なぜなら「この種の批判は、監視そのものへの感情

的な違和感を表明するか、厳格な運用のガイドラインを制定せよという主張へと結実する」が、そのような批判は「いかなる監視であれば許容されるのか」といった、監視の前提となる価値の是々非々論に終始してしまうからである（鈴木 2005b: 502-3）。さらに、阿部も指摘していたように、現代の監視は個人の自由やプライバシーを制限するものではなく、安全や安心を保障するものとして捉えられていることも、監視そのものの批判を困難にしている理由として挙げられる。

監視社会への批判は、監視が我々の「安全」の基盤となることを目指しているがゆえに監視自体への批判へとつながりにくいという特徴を持つ。換言するなら、セキュリティの強化を批判しようとする、「監視批判」ではなく「監視の内容批判」以外のロジックがあり得なくなり、監視の内容への価値的コミットメントを巡る対立へと議論が回収されてしまうということだ。（鈴木 2005b: 500）

そのほかにも、たとえば現代の消費社会では、ある商品をクレジット・カードで購入したりインターネット上で購入したりするとき、それと同時にみずからの個人情報を提供することになる。あるいはまた、日常生活のなかで広く普及している電子マネーやICカード乗車券は、それを使うたびにその「足跡」である個人情報をICカード上／データベースに蓄積しつづけている。こうした社会においては、それらのサービスを利用した段階で、私的な情報はすでにプライベートな領域をはみだしており、それらをすべて自身で管理することはむずかしいのである（鈴木 2005a: 89-90）。

それでは、「監視の内容批判」ではなく「監視批判」のためにあきらかにすべき「監視社会の本質」とはなにか。鈴木は、現代における監視の特徴としてつぎの二点を挙げる。第一に、監視されているのは「個人」ではなく、体温などの個人にまつわる「データ」であるということ。第二に、

監視の技術が、未来の不確定な危険をリスクとして算定可能なものに変換する役割を果たしていることである。このように特徴づけられる監視社会とは「データの監視—蓄積というプロセスによって、あるシステム（とりわけ市場システム）によって望ましくない個人を社会から排除—不可視化するシステム」なのだと指摘する（鈴木 2005b: 503-5）。

さらに、こうしたリスクの不可視化／外部化は、「他者」とのコミュニケーションが切断されることによって、逆に監視社会の内部においては過剰な可視化を引き起こす。なぜなら、リスクを不可視化／外部化し、システム内部の低リスク状態を維持するためには、リスクファクターをつねに監視しつづける過剰な視線を必要とするからである。こうして「複数の監視社会が異なる価値を奉じ、それ以外の価値を不可視化しているような状況」がうまれるのである（鈴木 2005b: 509）。

現代の監視社会においてはたたく力学とは「一方で再帰的近代における外部のリスク処理にまつわる不安を不可視化する機能と、他方で内部の価値的まとまりを強化する機能という2方向の機能を有しており、これらの機能が車の両輪となって監視の内部／外部の差異を強化していくようなシステム作動」なのである（鈴木 2005b: 510）。

### 3.3 小括——「過程」の問題化

本章で検討してきたのは、後期近代において、監視という行為がリスクとのあいだにいかなる関連をもち、それらがいかなる監視社会化の過程を形成しているのかという点である。健康リスクを例に挙げたように、医療技術の発達や保健衛生の向上、新たな商品開発によって、健康や食品をめぐる新しいリスクは日々発見されつづけ、それらにかんする知識もまた蓄積されていく。また、都市や地域などの社会空間において立ち現われる他者の「他者性」はリスクとみなされ、さらには自己とともにある「身体」という「他者性」までも、同様にリスクとして認識される。当然のことなが

ら、かりに他者もしくは自己における「他者性」をリスクとみなし、それらを不可視化しようとするれば、そのような作業は際限のないものとなるはずである。だが、それにもかかわらず、リスクが個人化された後期近代では、絶えずそのリスクを自身の行為責任において監視しつづけなければならないのである。現代の監視社会化の過程とは、リスクの発見とその回避が永続する、いわば「リスク社会」を回転させる過程であると言い換えることができるだろう。

それでは、このような監視社会化の過程は、いかなる諸問題を帰結するのだろうか。次章につなげるかたちで、阿部や鈴木が描いた監視社会のイメージをつぎのようにまとめておきたい。初期近代において、個人の人生に降りかかる問題は社会の成員全体で分有されることで、社会的なリスクとして集団的に処理されてきた（仁平 2011）。だが、高度なテクノロジーをそなえた後期近代の監視社会は、かつて社会的リスクとして一元化されていたものを、高リスクと低リスクに振り分け／選別する機能をはたす。低リスクとして内部に留められた因子や集団は、徹底的に規律化させられる。その一方で、高リスクとして選別された因子や集団は、当該社会から端的に「排除」されていくのである。

## 4 社会的選別と社会的排除

### 4.1 社会的選別

現代の監視社会について、それがいかなる帰結をもたらすのかを問題化するとき、第一に指摘することができるのは、社会的選別としての監視（surveillance as social sorting）の機能である。

ライアンは、コンピュータ技術に立脚する現代的な監視が社会的な差異や分割を強化すること、そしてその問題性を、つぎのように説明する。ニューヨークの都市計画家ロバート・モーゼスは、街の橋や地下道の車高規制を低く設定することによって、黒人や貧困階層が利用するバスは都市の

特定区域から締め出された。新たなテクノロジーによる監視システムは、こういったカテゴリー化やリスク管理をつうじてライフチャンスを左右するという方法を不可視のかたちで継承している（Lyon 2001=2002: 47）。

ライアンはまた、今日における監視の主要な趨勢とは「さまざまな目的のために、個人情報処理する検索可能なデータベースが使用されること」であると指摘する（Lyon 2003: 14）。インターネット上で収集された個人の購入履歴にかんする情報や、都市空間において記録された監視カメラによる映像、空港などにおける指紋認証や顔認証システムによる映像は、営利企業や警察、国境管理などのデータベースに記録・保存される。こうしたデータベースをもとに、既存の社会的な価値基準にしたがって新たなカテゴリーや差異が形成され、マーケティングにおける需要予測や都市や空港などにおける治安管理にもちいられるのである。

現代における、こうした社会的選別としての監視の問題性のひとつは、カテゴリー化や分類といった行為やそのプロセスの存在が不可視化しているという点にあるといえるだろう。たとえば、近年日本でも繁華街や駅構内などで広く普及している監視カメラは、その形状が一見しただけでは監視カメラであると判断がつかないような、ドーム型のタイプのものが数多く存在する。これらのタイプの監視カメラは、監視される側の人間が「監視されている」という意識をもつことがむずかしく、かりに「監視カメラ作動中」といった注意書きが掲示されていたとしても、そのようにして撮影・記録された映像がどこでどのように利用されているかを実際に確認することはほとんどない。監視という行為をめぐる一連のプロセスが情報技術の媒介によって不可視化することで、「監視されている」という意識をもつ可能性が消去されているのである。

以上の論点は、法哲学を中心に議論がおこなわれているアーキテクチャ論の問題意識とも重なっ



てくるといえるだろう。周知のように、アーキテクチャとは人間の行動を物理的に制約する構造のことをさすが、その大きな特徴は「規制手段への意識を、それらが必要とするかどうか」という点にある（大屋 2004: 218）。アーキテクチャを決定するコードは「支配されている対象を主体として想定しなくとも機能する」のである（大屋 2004: 218-9）。

現代的な監視の社会的選別としての機能の問題をもうひとつ指摘するならば、それが既存の価値基準やステレオタイプ、さらに差別などを強化するかたちで作用しやすいという点である。監視のシステムが不可視化すると、そこで作動する社会的選別の力学もまた不可視化する。データベース化された個人情報、いかなる価値基準やイデオロギーにもとづいてカテゴリー化され分類されているのか。社会的選別のもとになる道徳的判断や価値基準が不可視化するということは、かりにそれらの判断基準にたいする批判や抵抗が存在していたとしても、それを実現するチャンスを作り出すことがむずかしくなることを意味する。移民や貧困層、マイノリティなど社会的に不利な状況に置かれている者にとって、コンピュータ立脚型の現代的な監視の社会的選別という機能は、そのような状況を改善するための大きな障壁となるのである。

#### 4.2 社会的排除

本論の冒頭で触れたように、近年の日本社会において監視社会論は現代思想系のテーマとして取り上げられることが多く、またその理論的な分析においても、おもに社会思想や法哲学の論者によって主導されてきたといえるだろう。そのようななかでも、監視社会の社会学的研究としても大きな意義をもつといえるのは、酒井隆史や渋谷望（酒井 2001; 渋谷 2003）の議論である。かれらは、ネオリベリズム批判の文脈において監視社会論を展開しているのであるが、そこで問題化されているのは、監視社会化が社会的排除を帰結

するという点である。

酒井は現在の監視社会化を、つぎのような社会変容の文脈に位置づける。「危機の時代」という時代認識とその対応として現われた 1970 年代以降の社会の変容、とりわけ 80 年代から 90 年代にかけておこなわれた「ニューライト」の諸政策——規制緩和・民営化、労働組合の再編、日米安保の強化、そして情報ネットワークによる監視強化——において読み取ることでできる「権力地図／社会的統治の変容」という文脈である（酒井 2001: 10-15）。酒井はこれらの社会変容を、フーコーの精緻な読解やポストフーコー派の諸理論の援用をとおして説明を試みる。

酒井によれば、1970 年代以降の社会変容はむしろ「国家の脱統治化」または「統治の脱国家化」と規定することができる（酒井 2001: 75）。では、国家の脱統治化とはなにか。それはまず、権力テクノロジーの変容によって特徴づけられる。リベラリズムの統治実践における権力テクノロジーが人びとの「媒介を可能にする規律」であったならば、ネオリベリズムのそれは人びとの「分離を可能にする管理統御」として規定することができる（酒井 2001: 105）。この変容は、＜社会的なもの＞の領域を形成していた諸制度——健康、保障、福祉など——を解体し、市場の論理によって再構築することで、ポスト福祉国家化を帰結する（酒井 2001: 107）。リベラリズムからネオリベリズムへという「統治の変容」がもたらす事象として酒井が挙げるのが「ゲーテッド・コミュニティ」であり、そのさらなる帰結としての「社会的排除」である。

酒井は M. デイビス（Davis 1990 = 2001）や J. ヤング（Young 1999 = 2007）などの議論を援用しつつ、ゲーテッド・コミュニティをつぎのように論じる。「自らの属する居住地の特定の拡がり」をすべてプライベートイズすることによって、＜他者＞、異質物の侵入を排除する、自発的ゲッター化、あるいは自己隔離の空間」（酒井 2001: 270）。ここで起きているのは「自らの境遇とは交

錯しない特定の人々を悪魔化し、敵とみなすことによって、自らの意味論的・道徳的宇宙から切断する」という操作である（酒井 2001: 284）。

この要塞コミュニティは、現代社会の「ルーツレス」状況を克服することができ、また参加型民主主義の実現といったヴィジョンを満たすという点で、コミュニタリアニズムからは支持される（酒井 2001: 280-1）。だが、自分の家が立地する居住地域は、本来公的な空間であり、さまざまな他者が交通する場所のはずである。それにたいし、ゲートド・コミュニティでは、居住地域を囲い込むことによってプライベート化していく。そのため、たとえ地域住民の参加によって合意形成されたとしても、それは異質な<他者>を締め出し、排除することによって確保されたコミュニティである。そこで成立するのは「浄化された公共圏」でしかありえない（酒井 2001: 280-2）。

さらに、こうした浄化された公共圏の<外部>に構造的に排除されるのは「アンダークラス」としてカテゴライズされた人びとである。すなわち、少年非行者や学校の退学者、福祉援助を受けるシングルマザー、アルコール中毒者、犯罪者、不法移民、野宿者など。かつての福祉国家型の社会においては、これらのアンダークラスとされる人びとは「規律」をつうじて訓育されることによって<社会>に包摂され、かれらのかかえるリスクは社会的に管理されていた。しかし、現在のポスト規律社会／ポスト福祉国家型の社会においては、リスクは個人化されているため、それは個人の選択の帰結として把握される。

このような排除の実践は、現代ではリスクの見いだされるあらゆる場所で生起する。「警察官による不審尋問、ホームレスの排除のような比較的古典的な物理的排除から、ゲート、公共の場の監視カメラ（CCTV）、寝ることのできない公園のベンチ、座れないように巧妙にデザインされた「広場」、さらにはアクセス停止されたクレジット・カード、あるいはネット接続するパスワードの拒否、クレジット・カードそのものの発行の無

資格などなど」（酒井 2001: 298-9）。

#### 4.3 小括——「帰結」の問題化

本章では現代の監視社会化がもたらす帰結に焦点をあて、社会的選別および社会的排除について検討してきた。

コンピュータに立脚した監視システムが社会的選別の機能をもち、カテゴリー化やリスク管理をつうじて人びとのライフチャンスを左右することを容易にする。さらに、こうした監視の社会的選別の機能は、社会階層や差別などの既存の不平等の社会構造を強化するかたちではたらくやすい。

たとえば、空港の入国管理における指紋認証システムは、識別される指紋をもつ人物がその国に入国する資格をもつ者であるかどうかを判断するために利用される。このとき、入国の資格をもつ者かどうかは、その人物が現在においていかなる意思や考え方ももつかどうかにかかわらず、当該の社会や時代において「正常」とみなされる価値基準から「逸脱」していないかどうか（犯罪歴がないか、貧困に陥っていないかなど）によって判断されるだろう。社会的選別としての監視の機能は、初期条件もしくは過去のある時点において「逸脱」のマークをつけられた人びとを、積極的に社会の外部に放逐する役割をはたすのである。

このような論点は、O. ガンジーによる「パノプティックソート」という分析（Gandy 1993）が先鞭をつけたとされているが、その後の監視社会研究においても主題的に論じられるべきテーマとして、ライオンをはじめ多くの論者が考察をおこなっている（Lyon 2001 = 2002, 2009 = 2010; Lyon ed. 2003）。現在進行しつづける監視社会化は、監視の社会的選別という機能によって既存の社会構造を強化し、社会的排除を帰結する。監視社会の社会学が探究すべき第三の論点は、監視社会化の「帰結」としての社会的選別および社会的排除という問題である。

## 5 むすびにかえて

本論では、監視社会にかんする先行研究の代表的な知見を、後期近代化論のもとで、すなわち個人化とリスク化によって特徴づけられる社会構造との関連において整理してきた。2章では、バウマンの「リキッド・モダニティ」論において論じられた「ポスト・パノプティコン」をめぐる議論を参照し、現代の監視社会現象が生起する社会構造の背景を、後期近代における個人化という文脈において捉えうることをあきらかにした。3章では、阿部や鈴木による監視社会の批判的考察から、監視社会化の進行する過程を、監視のテクノロジーが新たなリスクの発見と回避を永続的に循環させ、リスクを絶えず不可視化させていくものであるとした。4章では、そのような監視社会化の過程において立ち現われる社会的選別としての監視の機能と、その帰結としての社会的排除という問題を取り上げた。社会的選別としての監視は、既存の社会構造を強化し、高リスクとされる集団やその因子を社会的に排除するという帰結をもたらすことを、ライアンや酒井の議論を参照することで指摘した。

監視のテクノロジーは、現代の日常生活のさまざまな場所で活用されており、それらが身の回りに存在することは、もはや自明性をおびているといつてよいだろう。監視社会という現象は、日常生活のあらゆる場所で生起しているのである。

ただし、当然のことながら、それらのすべてが近年になってはじめて出現した現象であるというわけではない。たとえば、政府による世帯調査や人口統計調査、土地の登記など、情報の収集や管理としての監視であると考えることができる。また、労働力を商品化した資本主義企業において、効率的に生産性を増大させて企業経営を合理化するために、雇用主から被雇用者にたいして向けられる労働作業管理であるフォーディズムも、監視の一類型として考えられる（Giddens 1985 = 1999）。実際、1960年代から80年代の半ばごろ

まで、これらの監視は「管理社会」という言葉で語られていたのである。

だが、21世紀も10年以上すぎた現在、「監視社会」という言葉で指し示そうとする当の社会的現実、かつてとは比べものにならないほど語りづらく、そのイメージは多義的な意味をおびている。バウマンも指摘していたように、相互依存の範型と形式が溶解し、相互関与の時代は終焉をむかえている。社会構造が個人化し、また社会関係が流動化しているため、国家対個人といった、単一の構図では現代の監視社会を語ることはできないのである。現在生起している監視社会現象とは、そのような時代において、監視する「主体」の再構築と監視される「主体」の再構築、すなわち社会関係の再物語化として捉えることができるのではないだろうか。

本論は、語りづらさをともなう現代の監視社会を、後期近代という社会構造のもとで、その背景、過程、帰結という観点から位置づける試みであった。監視社会の社会学的研究は、理論および実証の両面において、まだ端緒についたばかりである。

## 注

- 1) たとえば武川正吾は、福祉国家を社会学的に論じるさい、それを社会構造のなかに位置づけるという方法をとっており（武川2004）、本論もこれと同様の方法をもちいる。
- 2) この点は、2010年秋のベック来日記念シンポジウム前に開かれた個人化研究会において、ベックの議論の盲点として指摘した三上剛史氏のコメントから示唆をえた。
- 3) A. プライマンは、ショッピングモールなどの大規模な商業施設で機能する諸原理が社会に浸透していく現象を「ディズニエーション」とよび、その背景に消費環境の徹底した監視／管理が存在すると指摘している（Bryman 2004 = 2008: 236-80）。
- 4) 齋藤純一は、近代の思想家が「自由への脅威」として捉えてきたものとして、他者、国家、市場、社会、そして共同体を挙げ、丸山眞男のような戦

後日本の思想家が地縁や血縁などの共同体による個人の自由の拘束を問題化していたことを指摘している(齋藤 2005: 15)。

- 5) 以下でみていくように、鈴木はこのような問いを立てたうえで、監視の前提となる価値を批判することと、監視そのものを批判することを区別する。さらに、後者の道を探るため、監視をめぐる社会システムの作動をあきらかにしていく。そこで精緻に分析され描かれる現代の監視社会像には筆者も同意するが、前者の道を探究することもまた、監視社会研究においては重要な論点であると考える。なぜなら、監視という行為もしくは監視社会とは、なんらかの目的／価値を実現するための「手段／テクノロジー」であって、特定の目的／価値から独立した「手段／テクノロジー」それ自体を問題化することはできないからである。すなわち「監視自体が本来的に否定的・有害・反社会的であるというわけではない」のである(Lyon 2001=2002: 32)。

## 文献

- 阿部潔, 2006, 「公共空間の快適——規律から管理へ」阿部潔・成実弘至編『空間管理社会——監視と自由のパラドックス』新曜社, 18-56.
- 安藤馨, 2007, 『統治と功利——功利主義リベラリズムの擁護』勁草書房.
- 東浩紀, 2002-3, 「情報自由論 1~14」『中央公論』117(7)-8(10).
- Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid Modernity*, London: Polity Press. (=2001, 森田正典訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』大月書店.)
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt: Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局.)
- Beck, Ulrich, and Elisabeth Beck-Gernsheim, 2001, *Individualization: Institutionalized Individualism and its Social and Political Consequences*, London: Sage.
- Bryman, Alan, 2004, *The Disneyization of Society*, London: Sage. (=2008, 能登路雅子・森岡洋二訳『ディズニー化する社会——文化・消費・労働とグローバリゼーション』明石書店.)
- Davis, Mike, 1990, *City of Quartz: Excavating the Future in Los Angeles*, Verso Books. (=2001, 村山敏勝・日比野啓訳『要塞都市LA』.)
- Gandy, Oscar, 1993, *The Panoptic Sort: A Political Economy of Personal Information*, Boulder: Westview Press.
- Giddens, Anthony, 1985, *The Nation-State and Violence*, Cambridge: Polity Press. (=1999, 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房.)
- Gould, Benjamin ed., 2008, *Surveillance: Critical Concepts in Criminology*, London: Routledge.
- Hier, Sean and Greenberg, Joshua ed., 2007, *The Surveillance Studies Reader*, Maidenhead: Open University Press.
- Lyon, David, 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Buckingham: Open University Press. (=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社.)
- , 2003, “Surveillance as Social Sorting: Computer Codes and Mobile Bodies,” Lyon, David ed., 2003, *Surveillance as Social Sorting: Privacy, Risk, and Digital Discrimination*, Abingdon: Routledge, 13-30.
- , 2009, *Identifying Citizens: ID Cards as Surveillance*, Cambridge: Polity Press. (=2010, 田畑暁生訳『膨張する監視社会——個人識別システムの進化とリスク』青土社.)
- Lyon, David ed., 2003, *Surveillance as Social Sorting: Privacy, Risk, and Digital Discrimination*, Abingdon: Routledge.
- 三上剛史, 2010, 『社会の思考——リスクと監視と個人化』学文社.
- 仁平典宏, 2011, 「日本型生活保障システムの再編と民主党政策の位置——二つの『個人化』の間で」『家族研究年報』36: 61-75.
- 大屋雄裕, 2004, 「情報化社会における自由の命運」

- 『思想』965: 212-31.
- , 2007, 『自由とは何か——監視社会と「個人」の消滅』筑摩書房.
- 齋藤純一, 2005, 『自由』岩波書店.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 阪本俊生, 2009, 『ポスト・プライバシー』青弓社.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 鈴木謙介, 2005a, 『カーニヴァル化する社会』講談社.
- , 2005b, 「監視批判はなぜ困難か——再帰的近代におけるリスク処理の形式としての監視」『社会学評論』55(4): 499-513.
- 高橋秀寿, 1997, 『再帰化する近代』国際書院.
- 武川正吾, 2004, 「福祉国家と個人化」『社会学評論』54(4): 322-40.
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, London: Sage. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会』洛北出版.)